

2011年1月31日

SAAJ NEWS RELEASE

意見募集「発効日と経過措置」についての意見書を提出

(社)日本証券アナリスト協会(会長：稲野和利 野村アセットマネジメント会長)は、2010年10月に公表された意見募集「発効日と経過措置」についての意見書を作成し、1月31日(月)に国際会計基準審議会(以下IASB)へ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 本件に関する財務諸表利用者の基本的な立場は、①新会計基準は現行基準の改善なので、できるだけ早く適用し、②比較可能性の観点から早期適用期間は1年とし、③一部の基準はシステム対応に時間を要するため、段階的導入が現実的で、④初度適用企業には一定の配慮が必要というものである。
- ✓ 我々は、単一日アプローチではなく、段階的アプローチを支持する。1990年代の会計ビッグバンでも、段階的アプローチによって、財務諸表利用者は徐々に新しい会計基準に習熟できた。我々は、保険、金融商品(減損)の導入には時間がかかると認識している。また、連結に関する基準の変更は他の基準変更と別に実施し、両者の変更による差異が明瞭になることが望ましい。その他の基準は相互に関連性が高いものが多く、一挙に導入すべきであろう。従って、2012年に連結、共同アレンジメント、2013年に公正価値測定、金融商品(分類及び測定、ヘッジ)、収益認識、リース、退職後給付、その他の包括利益項目の表示、2014年に金融商品(減損)、2015年に保険という時間的配列で、新しい会計基準の導入が考えられる。
- ✓ 早期適用は企業間比較を難しくするため、基本的には反対である。しかし、早期適用を認めれば、これを望む企業が新基準を導入して先例を作り、監査人も経験を積めるため、翌年以降、他の企業の導入が容易になる社会的なコスト低減効果があることも理解している。ついては、各基準に1年間の早期適用期間を認めることを提案する。半面、初度適用企業に限って、それ以前から新基準の早期適用を認めるべきである。比較可能性の問題が生じて、初度適用企業の負担軽減を優先すべきと考えている。

【添付資料】

資料1 *re: Comments on Response to Request for Views on
“Effective Dates and Transition Methods”*

資料2 意見募集「発効日と経過措置」についての意見書

本件に関するお問い合わせは下記まで

(社)日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：教育第一企画部長 かいます 貝増 眞